

請 願 審 査 資 料

5年請願第4号

全ての子どもが健やかに育つために
公的保育の抜本的改善を求めることについて

<参考資料>

令和5年11月15日
こども未来局

「各保育施設の設備等の基準」

区分	認可						認可外		
	認可保育所	地域型保育事業					企業主導型保育事業	その他 認可外保育施設	
		事業所内保育事業		小規模保育事業					家庭的保育事業
	保育所型	小規模型	A型	B型	C型				
対象児童	0～5歳児	0～2歳児					0～5歳児		
定員	20人以上		6～19人		6～10人	5人以下		6人以上	1人以上
職員配置 基準	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1								
	定員90人 以下の場合 +1人	最低2人 以上	上記に加え+1人			・0～2歳児3人につき 家庭的保育者1人を配置 ・家庭的保育補助者を置く場合 は、0～2歳児5人につき 家庭的保育者1人及び 家庭的保育補助者1人を配置	上記に加え+1人		児童が6人以上の場合 2人を下回ることでは できない
配置基 準上の 従事者	保育士		保育士、 保育 従事者 ※1/2 以上は 保育士	保育士	保育士、 保育 従事者 ※1/2 以上は 保育士	家庭的保育者 家庭的保育補助者		保育士、保育従事者 〔※1/2以上は保育士 20人以上は3/4以上〕	保育士、看護師、 准看護師、その他 ※1/3以上は 有資格者
保育を行う 場所の基準	0・1歳児 3.3㎡/人 ※市基準 2歳以上児 1.98㎡/人				0～2歳児 3.3㎡/人	0～2歳児 3.3㎡/人 ※但し、最低9.9㎡以上	0・1歳児 3.3㎡/人 〔※定員20人以上の場合〕 乳児室 1.65㎡/人 2歳以上児 1.98㎡/人		0～5歳児 1.65㎡ 乳児室は区画が必要
屋外遊戯場	2歳以上児 3.3㎡以上/人 ※付近の代替地可							規定なし	
給食の提供	自園調理	原則自園調理						規定なし 自園調理、外部搬入、 仕出し弁当、弁当持参 など	

保育士加配に係る助成制度

1 公定価格（国）によるもの

<3歳児配置改善加算>

- ・3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算

【加算額(例)】 1施設あたり 約1,526,000円/年（※ 90人定員 3歳児 15人受入で試算）

<チーム保育推進加算>

- ・一定の経験年数を積んだ複数保育士のチームによる保育体制を行う保育所に加配できるよう加算
(加算要件)

以下の全てを満たす施設が対象

- ① 必要保育士数を超えて保育士を配置
- ② キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備
- ③ 職員の平均経験年数が12年以上である

※ 令和5年度より、比較的規模の大きな保育所（※定員121人以上）について、4・5歳児の職員配置25:1が実現できるよう2人まで加配を可能とするよう加算拡充（令和4年度までは保育所の規模にかかわらず1人）

【加算額(例)】 1施設あたり 約12,070,000円/年（※ 130人定員及び受入 2人加配の場合で試算）

2 福岡市独自によるもの

<充実保育士雇用費>

- ・福岡市保育協会補助金において、充実保育士雇用費として助成を実施
- ・最低基準上の保育士配置基準が大きく変動する「0歳児」から「1歳児」、「2歳児」から「3歳児」について、児童が環境に適応するまでの期間(70日間)の非常勤保育士(2人分)を雇用するための経費を助成

【助成額(上限)】 1施設あたり 1,085,000円/年

保育士等の処遇改善に関する制度

1 保育士の給与水準と他の産業との比較（国調査）

- ・令和3年度賃金構造基本統計調査（本俸＋諸手当＋賞与）

（※厚労省調査） 企業規模 10～99人、常勤

保育士 約 308千円 /月（9.7年）

全職種 約 327千円 /月（11.2年）

- ・福岡市の場合（令和3年度）

保育士 約 314千円 /月（6.0年） ※保育所等から福岡市へ提出された報告書をもとに試算

2 保育士等への処遇改善の内容

（1）公定価格（国）による処遇改善

平成25年度～令和4年度の10年間で

- ① 月額約5万7千円の改善
- ② 上記に加え技能・経験に応じて月額最大4万円の改善

※5ページ「保育士等の処遇改善の推移」参照

（2）福岡市独自による処遇改善

- ・福岡市保育協会補助金において、職員処遇改善費として次の助成を実施

<初任給調整措置費>

- ・勤続年数が短い保育士に対し、
学歴、勤続年数に応じて月額1人あたり900円～5,300円を助成

<勤続手当>

- ・勤続年数に応じて月額1人あたり1,000～12,000円を助成

3 正規保育士に対する家賃の一部や奨学金返済支援 ※福岡市独自

(1) 保育士家賃助成事業補助金 令和5年度予算額 314,760千円

対象者：賃借人として賃貸借契約を締結している正規雇用の保育士

助成額（上限）：月額1万円

補助期間：定めなし

(2) 保育士奨学金返済支援事業補助金 令和5年度予算額 123,460千円

対象者：奨学金を利用し保育士資格を取得し、現在、奨学金の返還を行っている正規雇用の保育士

助成額（上限）：大卒の場合1.5万円、短大等卒の場合1万円

補助期間：奨学金の返済期間の2分の1までの間

（20年の返還期間の場合、1年目から10年目まで）

4 保育支援者配置費用の助成制度（保育体制強化事業） ※国事業

- ・保育士の負担を軽減し、保育士が働きやすい職場環境を整えるため、園外活動時の見守りや遊具の消毒などの保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に要する費用の一部について、令和2年度より助成

（助成額）1施設当たり：月額19万円（上限）

5 保育所等におけるICT化推進等事業 ※国事業

- ・保育業務におけるICT化に係るシステムや事故防止機器、外国人保護者等との意思疎通に係る翻訳機等の導入費用の助成を実施

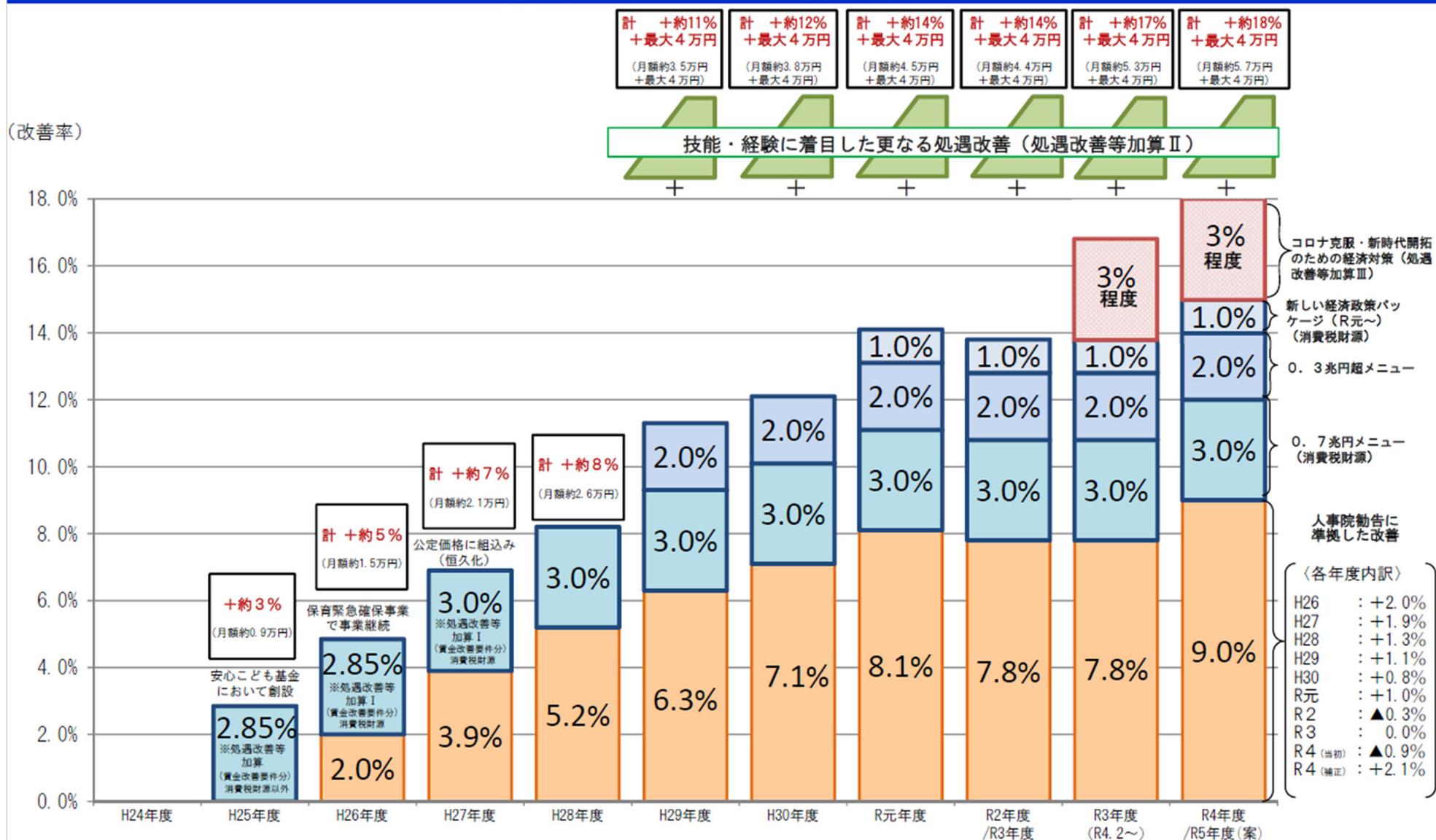
（助成額）①業務のICT化を行うためのシステムの導入に係る補助 1施設あたり：785,000円（上限）

②通訳や翻訳のための機器の導入に係る補助 1施設あたり：112,000円（上限）

③睡眠中の事故防止対策に必要な機器の導入に係る補助 1施設あたり：375,000円（上限）

④ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の導入に係る補助 1施設あたり：160,000円（上限）

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施 (恒久化)